

新

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、女性・身体障害者のときは、あゆ年券のみ同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 15,000円
	網具	1年 12,000円
いわな、やまめ、 こい、ふな	竿釣	1日 1,500円
		1年 5,000円

旧

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、女性・身体障害者のときは、あゆ年券のみ同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 12,000円
	網具	1年 12,000円
いわな、やまめ、 こい、ふな	竿釣	1日 1,500円
		1年 5,000円